

不登校児童への対応について

文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課

大里 照子 課長補佐



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1

不登校児童生徒を取り巻く状況

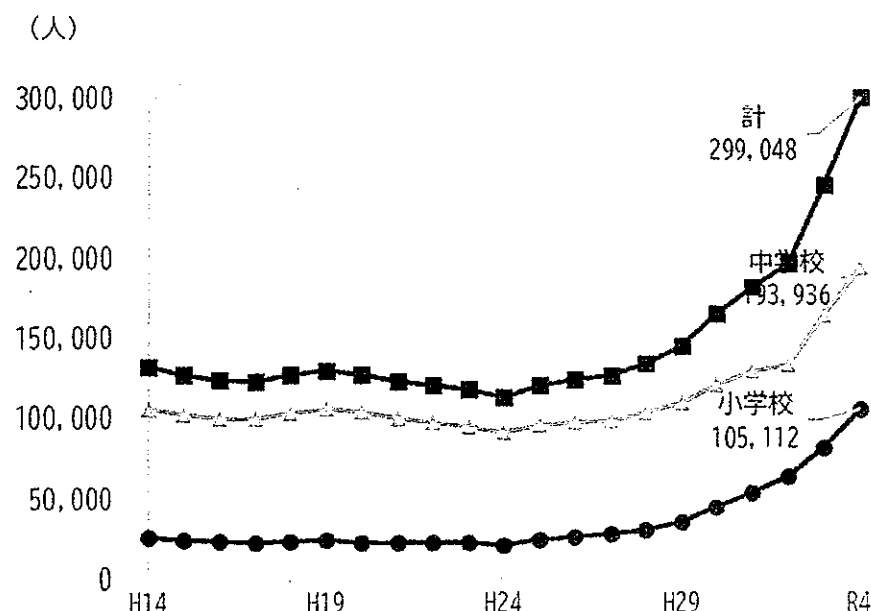


文部科学省

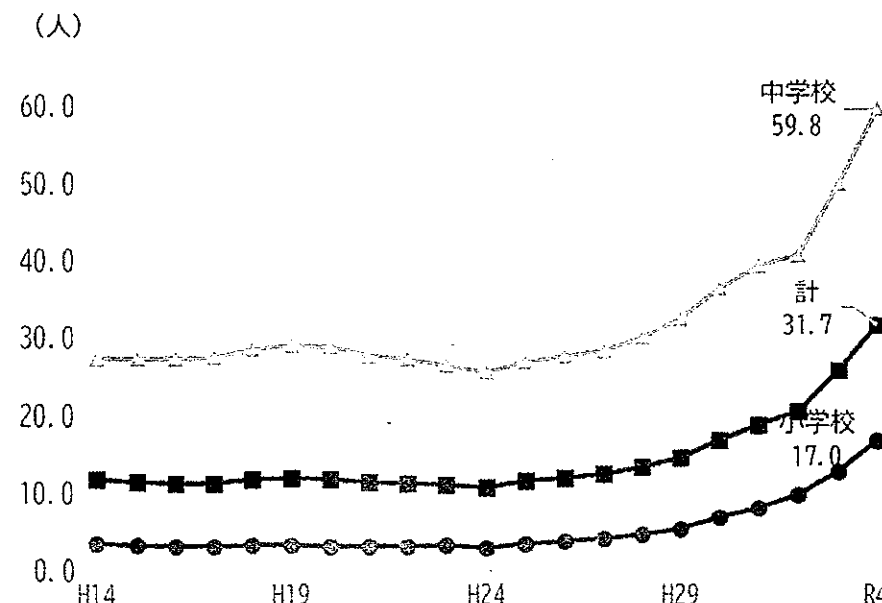
小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は299,048人(前年度244,940人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は31.7人(前年度25.7人)。
- 不登校児童生徒数は10年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112
	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0
中学校	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936
	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8
計	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048
	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7

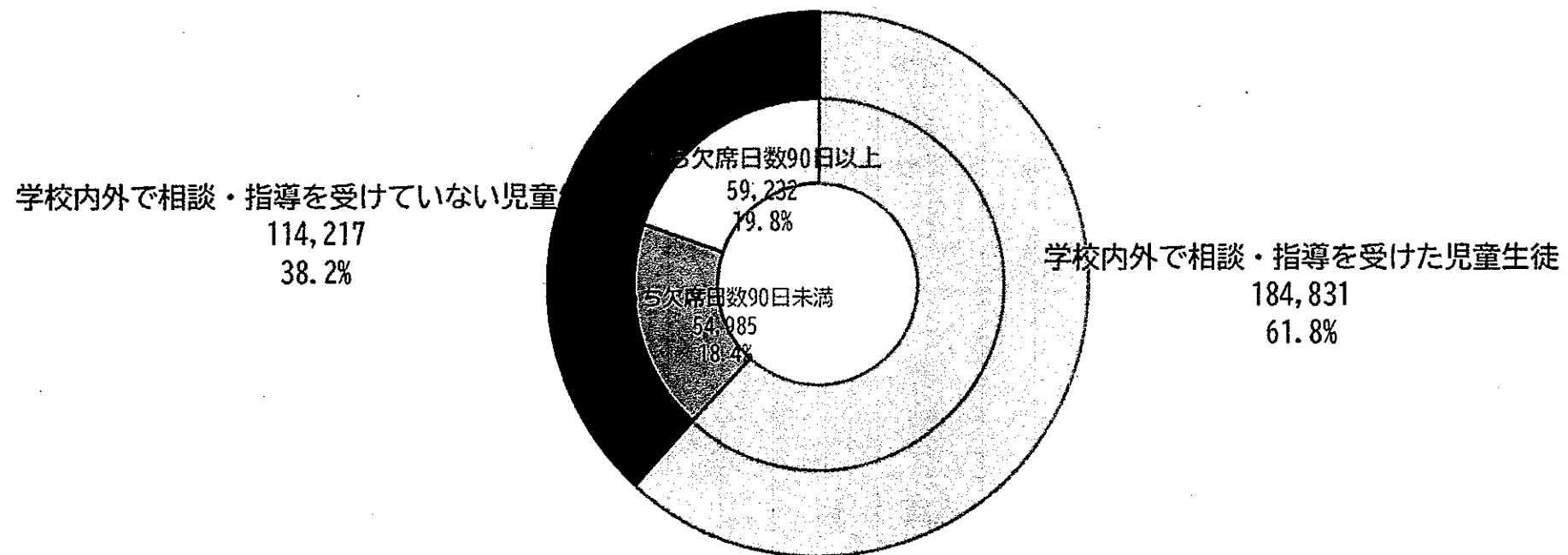
小・中学校における不登校の状況について

●学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒(※)のうち、欠席日数が90日以上の方は59,232名であり、不登校児童生徒全体の19.8%となった。

■学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒(※)のうち、90日以上の方

担任の先生も手は尽.

(人)



(※) 学校内外の機関等は、教育支援センター、児童相談所、病院、養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員等を指し、上記の学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒には、担任等の教職員が相談・指導をしている児童生徒を含む。

小・中学校における不登校の状況について

不登校の要因

	不登校児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安	
小学校	105,112	318	6,912	1,901	3,376	277	30	786	1,914	3,379	12,746	1,599	13,209	53,472	5,193
		0.3%	6.6%	1.8%	3.2%	0.3%	0.0%	0.7%	1.8%	3.2%	12.1%	1.5%	12.6%	50.9%	4.9%
中学校	193,936	356	20,598	1,706	11,169	1,837	839	1,315	7,389	4,343	9,441	3,232	20,790	101,300	9,621
		0.2%	10.6%	0.9%	5.8%	0.9%	0.4%	0.7%	3.8%	2.2%	4.9%	1.7%	10.7%	52.2%	5.0%
合計	299,048	674	27,510	3,607	14,545	2,114	869	2,101	9,303	7,722	22,187	4,831	33,999	154,772	14,814
		0.2%	9.2%	1.2%	4.9%	0.7%	0.3%	0.7%	3.1%	2.6%	7.4%	1.6%	11.4%	51.8%	5.0%

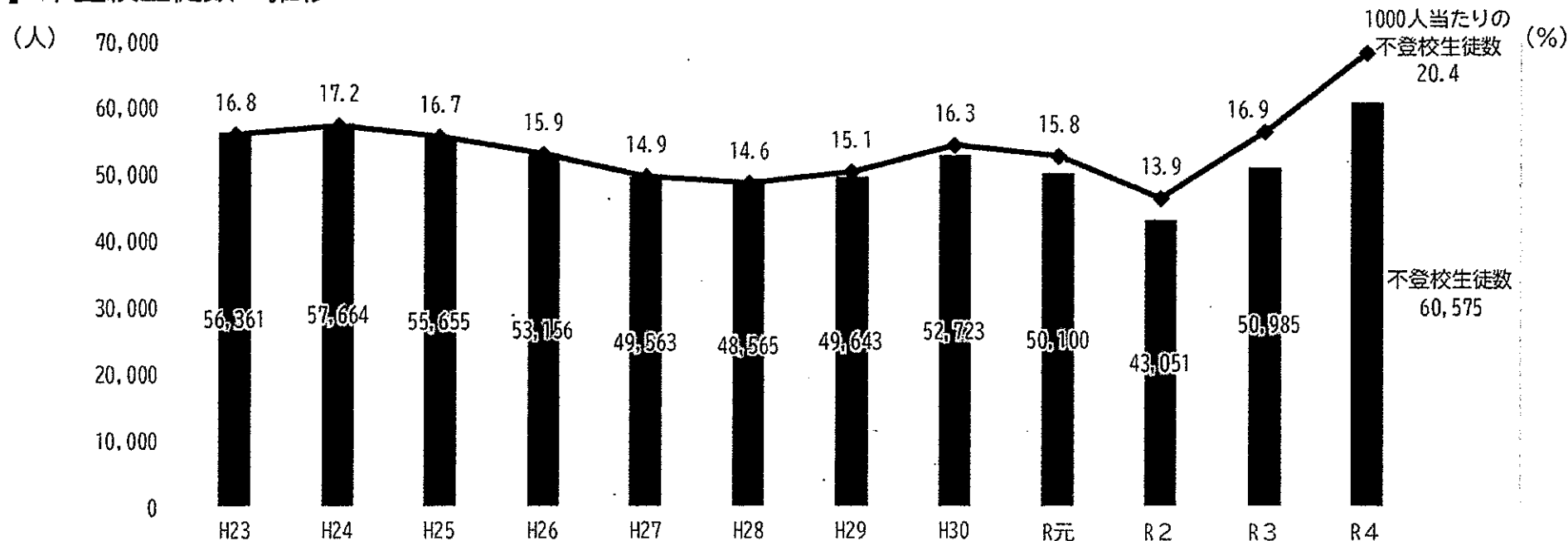
※ 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。

※ 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

高等学校における不登校の状況について

- 高等学校における不登校生徒数は60,575人(前年度50,985人)であり、1,000人当たりの不登校生徒数は、20.4人(前年度16.9人)である。

不登校生徒数の推移



- 90日以上欠席した者は、不登校生徒数の17.2%である。

区分	欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者		不登校児童生徒数
国公立立計	50,145	82.8%	8,590	14.2%	1,373	2.3%	467	0.8%	60,575

	国公立立計	不登校生徒数に対する割合
不登校生徒のうち中途退学に至った者	10,492	17.3%
不登校生徒のうち原級留置になった者	3,374	5.6%

※ 出席日数については、学校に登校した日数であり、例えば自宅においてICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした場合など、出席扱いとした日数は含まない。

2

不登校児童生徒への 対応や予算等に関して



文部科学省

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

【議員立法 平成28年12月14日公布】

I 総則（第1条～第6条）

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II 基本指針（第7条）

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

IV 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第14条・第15条）

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

III 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第8条～第13条）

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

V 教育機会の確保等に関するその他の施策（第16条～第20条）

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等 | 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備 |
| 2 国民の理解の増進 | |
| 3 人材の確保等 | |
| 4 教材の提供その他の学習の支援 | |

VI その他

- | | |
|--|--|
| 1 公布日から2月後に施行（IV.は、公布日から施行） | 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる |
| 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる | |

※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要）

（平成29年3月31日文科科学大臣決定）

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
- 基本指針の位置付け
- 基本的な考え方
 - ・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
 - ➡ ◆魅力あるより良い学校づくりを目指すこと ◆不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと ◆就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要
 - ◆不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること ◆不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと 等
 - ・ 夜間中学等における就学の機会の提供等 設置の促進や多様な生徒の受入れを推進することが必要
 - ・ 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
 - 魅力あるより良い学校づくり
 - ・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
 - ・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
 - ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 - ➡ 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進 等
 - ・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
 - ➡ 不登校特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携等による支援の推進、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援 等
 - ・ 不登校等に関する教育相談体制の充実
 - ➡ 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進 等

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

- 夜間中学等の設置の促進等
 - ・ 設置の促進
 - ➡ ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
 - ・ 既設の夜間中学等における教育活動の充実
 - ・ 自主夜間中学に係る取組
- 夜間中学等における多様な生徒の受入れ
 - 義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受入れを図る

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 調査研究等
- 国民の理解の増進
- 人材の確保等
- 教材の提供その他の学習支援
- 相談体制等の整備

※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

元文科初第 698 号
令和元年10月25日

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを利用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



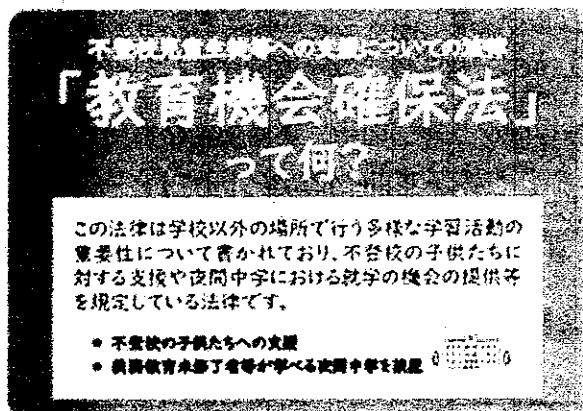
※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

教育機会確保法パンフレットの作成

背景・課題

○本年3月に取りまとめられた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」の取組を更に加速すべく、教育委員会等が活用可能な教育機会確保法のパンフレットを作成。
(令和5年10月17日)

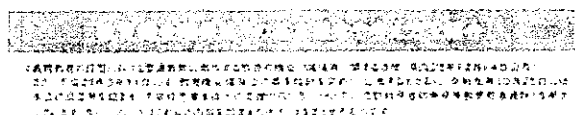
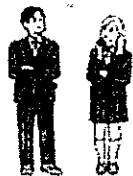
教育機会確保法の基本的な考え方をお伝えします！



学校以外の
学びの場って？

どんな支援が
あるの？

どんな法律なの？



8つのポイント

1 より良い学校づくり

学校は一人一人が社会で生きる基礎を築き、国家・社会を支えるために必要な基本的な資質を養うことを目的としており、よりよい学校づくりを行うことを目指します。
また、すべての子供たちが安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談しやすく、いじめ、暴力行為、体罰等を防ぎたい学校づくりが重要です。



2 不登校は問題行動ではありません

不登校は誰にでも起こり得ることであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮をします。



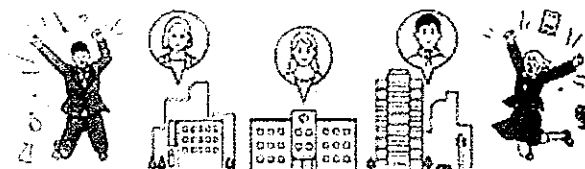
3 社会的自立の尊重

学校に登校するという結果のみを重視せず、子供たちが自分の進路を主体的に考えられるようにすることを重視します。



4 民間連携

子供たちや保護者の意見を大切にしながら民間機関等とも連携して支援します。



5 学校内外の学びの場も整備

自分のクラス以外の場所でも安心して学べるように学びの場を整備します。(関係参照)



6 一人一人に合った支援

不登校の子供を支援する際は、本人の意見を十分に尊重し、事例によっては外資が必要なおことあることにも配慮しつつ一人一人に合った支援を行います。その際、学習の遅れや進路選択上の課題等があることにも留意しつつ、適切な支援を行う必要があります。



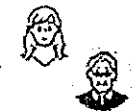
7 夜間中学を全国に設置します

夜間中学における就学の機会の提供ができるように、夜間中学の設置促進を図ります。

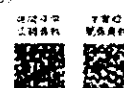


8 様々な方が学べる環境を

義務教育修了者、不登校等によって資質的に義務教育を十分に受けられない中学生等を卒業した方等様々な方が学べるよう、夜間中学の充実を図ります。



- 本パンフレットは、教育機会確保法に基づき作成されています。
- 本パンフレットは、文部科学省のウェブサイト（www.mext.go.jp）に掲載されています。
- 本パンフレットは、文部科学省のウェブサイト（www.mext.go.jp）に掲載されています。
- 本パンフレットは、文部科学省のウェブサイト（www.mext.go.jp）に掲載されています。



誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)

※Comfortable, Customized
and Optimized Locations of
learning

○小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に。

⇒不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

○今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。

主な取組

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつなげることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

○不登校特例校の設置促進（早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称）。⇒「学びの多様化学校」に改称（令和5年8月31日）

○校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）

○教育支援センターの機能強化（業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究）
親の会など、保護者にアプローチ

○高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障（不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に）

○多様な学びの場、居場所の確保（こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映）

実効性を高める取組

○エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施（一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握）

○学校における働き方改革の推進 ○文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置

2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進（健康観察にICT活用）
- 「チーム学校」による早期支援（教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化）
- 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援（相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援）

3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- 学校の風土を「見える化」（風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示）
- 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）
- いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
- 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
- 快適で温かみのある学校環境整備 → *ハード整備* → *学校利用による物理的改善*
- 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に *ソフト整備*

誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

114億円
85億円)



背景・課題

- 近年、いじめの重大事態の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数等が増加傾向にあり、また、不登校が長期化しているにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・支援を受けていない小・中学生が4.6万人に上るなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題。

目標

- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

文部科学省 <令和6年度概算要求の概要> 主に教育委員会を通じた対応

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等
10,071百万円 (8,461百万円)

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究【委託】
1,323百万円 (50百万円)

①不登校児童生徒の学びの場の確保の推進

- ・不登校特例校（※）の設置準備に加え、新たに設置後の運営支援
※名称変更予定 (設置準備：20校、設置後：10校) 【拡充】
- ①校内教育支援センター（SSR）の設置促進（3,600校）【新規】
- ・在籍校とつないで、自宅にいる児童生徒・保護者へ学習・相談支援を行うための教育支援センターのICT環境の整備（600ヶ所）【新規】
- ・教育支援センターにおける多様な相談・支援体制の強化等（中核市を追加）【拡充】



①いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに 関する調査研究

- ・1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進
(全都道府県・指定都市等) 【新規】
- ・保護者への相談支援やアウトリーチ等の地域の総合的拠点機能形成
(全都道府県・指定都市) 【新規】
- ・自殺予防教育の指導モデル開発 【新規】
- ・いじめ重大事態調査の運用改善に向けた調査研究 【新規】
- ・心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発 【新規】
- ・経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方
に関する調査研究

②スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

- ②SCの配置（全公立小中学校 27,500校、週4時間）
- SSWの配置（全中学校区 10,000校、週3時間）
- ・重点配置校数の拡充（SC:7,200→7,800校、週8時間）
(SSW:9,000→10,000校、週6時間) 【拡充】
- ・上記のうち、より課題を抱える重点配置校の配置時間充実
(SC・SSW:2,000校、週2日8時間) 【新規】
- ・不登校特例校におけるSC・SSWの配置充実（週5日） 【新規】
- ③オンラインを活用した広域的な支援体制整備（全都道府県・政令指定都市）27-に
- ③SNS等を活用した教育相談体制の整備推進 いきでは



②スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化 に向けた調査研究

【関連施策】

- ▶公立学校施設の整備、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教員の加配措置
- ▶学習指導員等の配置
- ▶スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
(私立) 私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）
- ▶養護教諭等の業務支援体制の充実
- ▶夜間中学の設置促進・充実
- ▶高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究
- ▶各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業



- ・いじめ防止対策に関する関係府省
連絡会議
- ・いじめ重大事態の情報共有
- ・誰一人取り残されない学びの保障
に向けた不登校対策推進本部

こども家庭庁 主に首長部局を通じた対応

- ・学校外からのいじめ解消アプローチ
- ・いじめ調査アドバイザー
- ・こどもの多様な居場所づくり 等



※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

不登校対策COCOLOプラン関連事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

115億円
86億円) ※内数を除く



背景・課題

- ・不登校児童生徒は9年連続増加（令和3年度の小・中・高等学校の不登校児童生徒数：約30万人）しており、憂慮すべき状況。
- ・90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が4.6万人存在。
- ・令和5年3月、文部科学大臣の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を発表。
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2023」においても「不登校特例校や学校内外の教育支援センターの全国的な設置促進・機能強化」等を明記。

1 不登校の児童生徒全ての 学びの場を確保し、 学びたいと思った時に学べる 環境を整えます。



不登校特例校（※）の設置促進 3億円（1億円） ※名称変更予定

- ・不登校特例校の設置準備に加え、新たに設置後の運営支援（設置準備：20箇所、設置後：10箇所）【拡充】
- ・SC・SSWの配置充実（週5日）【新規】
- ・廃校や余剰教室等の既存施設を改修して活用する場合の支援メニューの創設【新規】 2,097億円+事項要求の内数

校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置促進 5億円

- ・校内教育支援センター（SSR）の設置促進【新規】
- ・学習指導員等の配置充実【拡充】 45億円の内数（36億円の内数）

教育支援センターのオンライン体制・アウトリーチ機能の強化 8億円

- ・在籍校とつないだり、自宅にいる児童生徒・保護者へ学習・相談支援を行うための教育支援センターのICT環境の整備【新規】
- ・保護者への相談支援やアウトリーチ等の地域の総合的拠点機能形成（全都道府県・指定都市）【新規】

多様な学びの場、居場所を確保等

- ・関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置【拡充】
- ・不登校児童生徒支援協議会等の設置及び教職員研修会等の実施【拡充】
- ・夜間中学の設置準備・運営支援及び教育活動の充実【拡充】
- ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究【拡充】 1.1億円の内数（0.8億円の内数）
- ・各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業【新規】 2億円の内数



2 心の小さなSOSを見逃さず、 「チーム学校」で支援します。



1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進 6億円

- ・1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進（全都道府県・指定都市等）【新規】

「チーム学校」による早期支援を推進 90億円（82億円）

- ・SC・SSWの配置及び重点配置校数の拡充、より課題を抱える学校の配置時間充実【新規】

一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援

- ・SC・SSWの配置（再掲）、保護者学習会等の実施を支援【拡充】



3 学校の風土の「見える化」を 通して、学校を「みんなが安 心して学べる」場所にします。

学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）

- ・校内教育支援センターの設置促進及び学習指導員等の配置充実（再掲）

快適で温かみのある学校としての環境整備

- ・公立小・中学校等の施設整備を行う自治体に対し、その一部を支援 2,097億円+事項要求の内数（687億円の内数）



※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人。そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生は、約11万4千人。いずれも過去最多
- いじめ重大事態の発生件数も、923件と過去最多。

安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要。

不登校【緊急対策】

不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくり等のため、文部科学省において3月に策定した「COCOLOプラン」の対策を前倒し。あわせて、不登校施策に関する情報が、児童生徒や保護者に届くよう、情報発信を強化。

COCOLO
プラン

01 不登校の児童生徒全ての学びの場の確保

- 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）未設置校へ設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）
- 教育支援センターのICT環境整備（オンラインで自宅等から学べるように）
- 教育支援センターのアウトリーチ機能など、総合的拠点機能の強化（どこにもつながっていない児童生徒に支援を届けるため、自治体の体制を強化）

COCOLO
プラン

02 心の小さなSOSの早期発見

- アプリ等による「心の健康観察」の推進（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知（1人1台端末を活用）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

情報提供の強化

- 学びの多様化学校設置促進のための全国会議開催、「学びの多様化学校マイスター」派遣（設置ノウハウや課題の共有のための全国会議を開催するとともに、学びの多様化学校設置経験者を自治体に派遣し、相談・助言が受けられる制度の創設）
- 文部科学省による一括した情報発信（各教育委員会において作成した地域の相談支援機関等に関する情報を、文科省HPで一括情報発信）

いじめ【緊急対策】

いじめの重大事態化を防ぐための早期発見・早期支援を強化。あわせて、国による重大事態の分析を踏まえつつ、個別自治体への取組改善に向けた指導助言及び全国的な対策を強化。

いじめの早期発見の強化

- アプリ等による「心の健康観察」の推進（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）（再掲）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知（1人1台端末を活用）（再掲）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実（再掲）

国による分析強化、個別自治体への指導助言・体制づくり

- 重大事態の国への報告を通じた実態把握・分析、ガイドライン改訂等による全国的対策の強化（こども家庭庁とも連携して、重大事態に至るケースの共通要素（いじめの背景・原因等）を分析。未然防止や重大事態への対処を図るべく、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等を実施）
- 重大事態の未然防止に向けた、国の個別サポートチーム派遣による各自治体等への取組改善の実施（重大事態発生件数が多い一方、いじめの認知件数等が低い都道府県等に取組状況を調査。こども家庭庁とも連携して、国から各自治体等へ指導助言を実施）
- こども家庭庁において、
 - ・地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた取組の強化や、
 - ・いじめの重大事態調査について、第三者性の確保の観点から委員の人選に関する助言等を行う「いじめ調査アドバイザー」の活用等を実施。

組織的対応を支える取組

- R5年度予算によるCOCOLOプランに基づく対策（学びの多様化学校設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援及び医師会との連携、高校等における柔軟で質の高い学びの保障、保護者の会など保護者への支援等）を継続して実施。
- 学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等をはじめ、誰一人取り残されない学びを保障する指導・運営体制を緊急的に整備。
- 学校いじめ対策組織にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールサポーター等の外部専門家を加えることで組織的に対応するとともに、安心して学べる学校づくりを推進

不登校児童生徒等の学び継続事業

令和5年度補正予算額（案） 37億円



現状・課題

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要であることから、「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」を令和5年10月に策定。
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月）及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）等を踏まえた不登校・いじめ対策を前倒して緊急実施。

事業内容

①校内教育支援センターの設置促進

29億円

- 公立の小・中学校に校内教育支援センターを設置できていない学校のうち、不登校児童生徒数が多い学校（6,000校）に対して、設置に必要な経費を支援することにより、不登校の未然防止・登校復帰支援を加速度的に進める。

自分のクラスに入りづらい児童生徒の学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援する。

校内教育支援センター
（スペシャルサポートルーム）



学校には行けるけれど、自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。児童生徒のペースに合わせて相談に乗ったり学習のサポートを行う。

②教育支援センターのICT環境の整備

2億円

- 在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、成績反映を可能にする教育支援センターのICT環境を加速度的に整備する。



教育支援センターと自分のクラスをつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられる体制を構築し、学校との連携体制を強化する。

教育支援センター



各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所。市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料。

③スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

7億円

- 不登校児童生徒及び未解消のいじめ事案に対して、SCのカウンセリング等による心理的ケアや、SSWによる関係機関との連携などを通じた福祉的支援等、学校におけるチームでの支援体制を更に強力に促進する。

スクールカウンセラーによる心理的ケアとスクールソーシャルワーカーによる福祉的支援を複合的に実施することにより、不登校長期化の未然防止、いじめ事案の解消を推進する。

実施主体 地方公共団体

補助割合 国 1/3

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業

令和5年度補正予算額（案）

14億円



現状・課題

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要であることから、「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」を令和5年10月に策定。
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月）及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）等を踏まえた不登校・いじめ対策を前倒しで緊急実施。

事業内容【委託】

①教育支援センターの総合的拠点機能形成 3億円

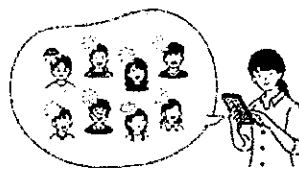
- 支援を受けられていない不登校児童生徒へのアウトリーチ支援の実施や保護者に対する相談窓口を新たに開設する等教育支援センターが不登校児童生徒への支援に係る地域の総合的な拠点となるためのモデル構築を行う。
- 期待される機能・役割
 - ・ 学校内外の専門機関等で相談等を受けていない不登校児童生徒や保護者を支援につなげる。
 - ・ 不登校児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、子供たちを様々な学びの場や居場所につなげる。
 - ・ 学校、民間団体、保護者等と連携を図るための支援会議を実施。



いじめ・不登校・自殺リスク等の早期把握に向けた

②1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進 10億円

- 不登校やいじめ、児童生徒の自殺が急増する中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図ることが必要。
- 1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の小中高校での実施を目指し、各学校設置者の導入を推進する。



③不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進 1億円

- 各地域・学校における不登校・いじめ対策の実施状況を調査・分析し、対策ごとの効果・課題を整理することにより、さらなる不登校・いじめ対策の充実につなげるとともに、優れたモデルとなり得る事例を収集・展開する。

委託先

- ①都道府県・政令指定都市
- ②都道府県・政令指定都市等
※市区町村及び私立学校は都道府県から再委託
- ③民間団体等

対象経費

- ①専門スタッフ等に係る経費
連携会議開催等に係る経費 等
- ②「心の健康観察」導入に係る検討経費、教職員への研修・域内への普及等に係る経費 等
- ③アンケート・ヒアリング調査、報告書作成等に係る経費 等

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程の編成(特例校)について

特区「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の閣議決定(平成16年12月10日)に基づき、平成17年学校教育法施行規則の改正により全国化した。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)においても、「不登校特例校や学校内外の教育支援センターの全国的な設置促進・機能強化」を明記

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

具体的な仕組の概要

- 相当の期間小学校、中学校、高等学校を欠席していると認められる児童生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合。

※学校教育法施行規則

第56条(小学校)、第79条(中学校)、第86条(高等学校)、第108条(中等教育学校)

- 特別の教育課程を編成することを希望する学校を設置する地方自治体の教育委員会、国立大学法人、学校法人が文部科学大臣に申請書を提出。



文部科学大臣は、申請内容を審査し、学校教育法等の観点から支障がないと認められるときは当該学校を指定。

(参考) 令和5年4月現在、開校している学校は全国で24校(うち、分教室型の不登校特例校は9校)

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| ・八王子市立高尾山学園小学部・中学部(平成16年4月～) | ・岐阜市立草潤中学校(令和3年4月～) |
| ・京都市立洛風中学校(平成16年10月～) | ・福生市立福生第一中学校(令和2年4月～)【分教室型】 |
| ・星槎中学校(平成17年4月～) | ・星槎高等学校(令和2年4月～) |
| ・鹿児島城西高等学校 普通科(ドリームコース)(平成18年4月～) | ・大田区立御園中学校(令和3年4月～)【分教室型】 |
| ・東京シューレ葛飾中学校(平成19年4月～) | ・宮城県富谷市立富谷中学校(令和4年4月～)【分教室型】 |
| ・京都市立洛友中学校(平成19年4月～) | ・大和市立引地台中学校(令和4年4月～)【分教室型】 |
| ・日本放送協会学園高等学校(平成20年4月～) | ・三豊市立高瀬中学校(令和4年4月～)【分教室型】 |
| ・星槎名古屋中学校(平成24年4月～) | ・世田谷区立世田谷中学校(令和4年4月～)【分教室型】 |
| ・星槎もみじ中学校(平成26年4月～) | ・白石市立白石南小学校・白石市立白石南中学校(令和5年4月～) |
| ・西濃学園中学校(平成29年4月～) | ・大和郡山市立郡山北小学校 分教室「ASU」(令和5年4月～)【分教室型】 |
| ・調布市立第七中学校はしうち教室(平成30年4月～)【分教室型】 | ・大和郡山市立郡山中学校 分教室「ASU」(令和5年4月～)【分教室型】 |
| ・東京シューレ江戸川小学校(令和2年4月～) | ・ろりぽっぷ学園小学校(令和5年4月～) |

※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

不登校特例校の特色と教育上の効果について

※不登校特例校の設置に向けて【手引き】
(令和2年1月)より抜粋

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

各校の特色ある教育課程

- 年間の総授業時間数の低減 ⇒ 750時間程度
- 体験型学習として校外学習を年4回以上実施
- 朝の時間や放課後のゆとりを考え、午前2時間・午後2時間を基本とし、授業時数を770時間に設定
- 本校ならではの特色のある教科・時間として、音楽・美術・技術・家庭を統合した「創作工房」、道徳及び特別活動の時間を統合した「コミュニケーションタイム」等を新設
- コミュニケーション能力の向上を図るため、道徳（35時間）をソーシャルスキルトレーニングの授業として実施
- 理科や社会を中心に、問題解決学習を中心とした合科的指導やフィールドワーク、体験学習、ボランティア活動を実施
- 習熟度別クラスの編成、学年の枠を越えたクラス編成を行い指導を実施
- 一人一人に応じた学習のレベル、学習量、学習のスピードで実施
- 体験的学習時間を多く確保するため、総合的な学習の時間を85時間（1年）～105時間（2・3年）に増加

教育上の効果

- 市内で不登校になっている児童生徒を受け入れることで、基礎学力の定着と社会性の育成を行い、上級学校への進学など多くの子供たちの不登校を改善できている。特に学習意欲があるが、学校に通えない子供には大きな改善や効果がある教育活動を実施できていると考える。
- 生徒は各々の発達のペースに合わせた課題設定がなされ、それらのスモールステップに対する取組みが評価されることによつて自己肯定感が高まった。それまで諦めがちであったことにも意欲的に挑戦する姿勢が多くなった。このことは高等学校またその先の進路設定にも好影響を与え、それぞれ自分に合った自立の道を得ている。
- 生徒の表情の変化は同時に保護者に対しても反映し、不安や悩みでうつむいていたものが、意欲的に学習するように変化している。不登校児童生徒への家庭の応援体制が整うことは、当然生徒にも良い影響を与えている。
- 様々な理由で不登校となり、本来校へ復帰できず行き場のない生徒の学習の場、居場所として有効である。特に定員を少数としていることもあり、集団での活動は苦手だが、個別又は小集団での活動なら適応できる生徒が学校に通えている。

※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

八王子市立高尾山学園

学校概要

管理機関	八王子市教育委員会
所在地	東京都八王子市館町 1097-30
開校時期	平成16年4月



特別な教育課程の概要

- 総時数750時間程度に行事等(70～85時間程度)を含めると、通常の教育課程に比べ約2割削減
- 全学年(小4～中3)の総合的な学習において、「講座学習」として教科にとらわれない個々の関心・意欲に応じた体験的な授業内容(スポーツ系・文化系・ものづくり系等)を週4時間設定。
- 「学園四季祭」として、社会体験・自然体験・生活体験を中心とした校外を含めた体験学習を年4回実施する他、地域交流学習や職業体験などを実施。
- 中学2・3年生は、個別学習のB(Basic)コースと一斉授業で学ぶC(Challenge)コースから、自分に合った学び方を選択できるコース選択制。
- 社会において人とのかかわる力の基礎を養うために、ソーシャルスキルトレーニングの手法を活用したSSP(ソーシャルスキルアップトレーニング)を実施。



在籍対象者

学級編成

小学部	第4・5学年… 1クラス
	第6学年 … 1クラス
中学部	第1学年 … 1クラス
	第2学年 … 1(2)クラス
	第3学年 … 1(3)クラス
※()内数字は少人数指導での学級数	

在籍者数

小学部	第4・5学年… 3人
	第6学年 … 1人
中学部	第1学年 … 12人
	第2学年 … 23人
	第3学年 … 28人

※令和5年4月1日時点

不登校生徒等の実態に配慮した工夫

- 高尾山学園を目指す児童・生徒がはじめに通う場として、市教委が運営する適応指導教室「やまゆり」が校内に設置されており、高尾山学園へのゆるやかな転学を支援している。
- 定員は設けず、やまゆりへの通級体験を通して転学への準備状態が整った者から毎月転入できるしくみとし、個々の児童生徒のペースで転入学が可能な体制を取っている。
- 授業に参加する気持ちが整っていない時には、教室以外の居場所である「プレイルーム」や「相談室」、「保健室」で、いつでも支援が受けられる体制を取っている。
- スクールソーシャルワーカーや心理相談員を配置した市教委所管の登校支援室を学園内に設置し、連携した支援体制を取っている。
- 発達特性から対人関係やコミュニケーションなどに困難さを抱えている児童生徒が利用できる特別支援教室(きよたき)が設置されており、個々の特性に応じた指導・支援を行っている。

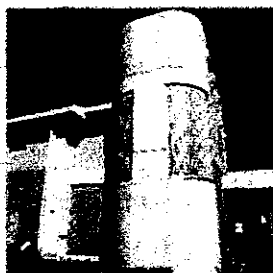
教職員配置状況

○ 校長 … 1名	○ 非常勤教諭 … 1名	○ 指導補助員 … 8名
○ 副校長 … 2名	○ SC … 2名	○ プレイルーム指導員 … 1名
○ 教諭 … 17名	○ 特別支援専門員 … 2名	○ プレイルーム指導補助員 … 3名
○ 養護教諭 … 2名	○ 専任教諭 … 4名	○ スクールサポートスタッフ … 2名

調布市立第七中学校はしうち教室

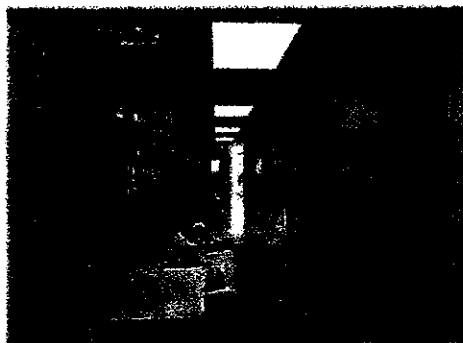
学校概要

管理機関	調布市教育委員会
所在地	東京都調布市 (市民大町スポーツ施設内に設置)
開校時期	平成30年4月
本校	調布市立第七中学校



特別な教育課程の概要

- 各学年の総授業時数を910時間とする。
- 不登校期間等の差による既習内容の差が大きいことを想定し、国・社・数・理・外の5教科を削減する。
- 教科「個別学習」において個に応じた教科指導を行う。
- 教科「表現科」において、各教科で身に付けた力を教科等横断的に活用しながら、体験活動等を通して考えたことや感じたことを深めたり、表現したりする。
- 教科「コミュニケーションスキルトレーニング科」において、自己・他者理解、自己表現等、目標に沿った計画を系統的に立てて、コミュニケーションスキルの向上を目指す。



在籍対象者

学級編成	第1学年	…	1クラス
	第2学年	…	1クラス
	第3学年	…	1クラス
在籍者数	第1学年	…	5人
	第2学年	…	3人
	第3学年	…	5人

※令和5年4月1日時点

不登校生徒等への実態に配慮した工夫

- 朝の時間のゆとりを考え、午前3単位時間、午後2単位時間とし、朝の学級活動を9時開始とする。
- リラックスして一日をスタートできるように、登校後毎日10分間、コミュニケーションスキルトレーニング(CST)の時間を設定する。
- 本校の学校行事に参加できる。
- 旧在籍校への転入ができる。
- 個別ファイルを作成し、生徒の変容や入室までの支援状況、関係機関との連携状況等を把握する。
- 進路指導支援として、進学先にカルテ票を渡したり、高等学校訪問や卒業生との懇談会を行ったりする。
- 分教室に来られなくなった生徒に対して、大学と連携して、話し相手や学習支援を行う学生「メンタルフレンド」を派遣する。

教職員配置状況

- 校長
- 副校長
(第七中学校と兼務)
- 正規教員 … 4名
- 非常勤教員 … 5名
- 会計年度任用職員SC … 1名
- 時間講師 … 3名

学びの多様化学校に関する問い合わせ先

担当係

文部科学省 初等中等教育局
児童生徒課 生徒指導室
生徒指導第一係
担当：大野、神崎、堀、佐藤

ご連絡先

E-mail:
s-sidou1@mext.go.jp

Tel: 03-5253-4111 (代表)
(内線: 3299)

担当より

- ・ 学びの多様化学校についての質問、参考となる資料・情報の提供、設置促進の為の補助金等、学びの多様化学校全般に関して対応いたします。
- ・ 打合せにも対応いたします。来省が難しい場合はオンライン形式でも問題ございません。打合せを希望される場合は上記の連絡先までご連絡ください。
- ・ 学びの多様化学校の指定に向けたプロセスは、当係との必要書類のやり取りによって進んでいきます。
- ・ 「軽く話を聞いてみたい」「少し興味がある」程度でも構いませんので、お気軽にご相談ください！ご連絡お待ちしております。

校内教育支援センター（SSR）の取組事例と成果

校内教育支援センター(SSR)とは

学校には行けるけれど、自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。児童生徒のペースに合わせて相談に乗ったり学習のサポートを行う。

学校の不登校支援の中枢

SSR担当職員を公務分掌の不登校支援コーディネーターに任命(公務分掌に位置づけ)
SSR担当が中心となり、学校全体の不登校支援を促進
担当者本人の対応力向上研修
学級担任との連携



オンライン指導等による学習保障

教室の授業をオンラインで配信
授業で使うプリントをSSRでも配布
自習用の学習プリントの充実



保護者支援

不登校児童生徒の親の会開催
SSR通信の発行
スクールカウンセラー等による教育相談の場



安心して学習に取り組める教室環境

小集団で取組める場と個別学習ブースを設置
学校目標、学校だよりや学年だより、壁面装飾等を掲示し、明るくて温かみのある通いやすい教室環境



校内教育支援センターの活用事例

01 宮城県仙台市立富沢中学校「ステップルーム」

仙台市では、専任教諭を配置して支援を行う在籍学級外教室「ステーション」の取組を中学校で実施。富沢中学校においては、在籍学級外教室「ステーション」を「ステップルーム」と呼称して実施。

学校生活への対応が困難になりつつある児童生徒に対し継続的にかかわることにより、子どもたちのコミュニケーションスキルの向上や社会的自立に向けた支援を行う。

(市内中学校:25/66校で設置(令和5年度))

<富沢中学校の利用者数等>

	不登校生徒数 (出現率)	平均利用者数 (1日あたり)	関係機関利用 率
R3	54人(5.5%)	20人	4人
R4	36人(3.7%)	35人	7人

<変容が顕著だった生徒の例>

生徒A:(R3)63日欠席 → (R4)14日欠席

R3は1~2時間程度登校し読書などをして過ごしていたが、R4は多くの仲間と関わりながら活動し、学校で過ごす時間が長くなった。

生徒B:(R3)99日欠席 → (R4)1日欠席

R3は欠席も多く、断続的な不登校であったが、R4は3教科の授業を教室で受け、ほぼ欠席せずに明るく笑顔で過ごせるようになった。

02 愛媛県校内サポートルームモデル事業

愛媛県では 令和3年度から不登校の多い県内の中学校をモデル校として指定し(R3:4校、R4:8校、R5:8校)、実践的研究を推進。(R3、R4 は文部科学省「いじめ対策・不登校支援等推進事業」の実証団体)

サポートルーム専属の登校ナビゲーターとICT支援員が不登校生徒に丁寧に関わることで、児童生徒の個々の状況に応じた支援を行う。R5はモデル校が拠点となってノウハウを広げ、各市町村で独自で実施していく段階。

<利用者数等>

	のべ利用者数	平均利用者数(1日あたり)
R4.4月	869人	7.2人
R5.2月	1,968人	12.9人

<不登校状況の改善>

	1年生	2年生	3年生	支援学級	合計
利用者数	44	92	85	9	230
好転 (59.1%)	26	53	38	3	120
現状維持 (31.8%)	14	31	39	6	90
悪化 (9.1%)	4	8	8	0	20
	(9.1%)	(8.7%)	(9.4%)	(0%)	(8.7%)

03 戸田市立笹目東中学校「ぱれっとルーム」

戸田型オルタナティブプランにおいて、戸田型校内サポートルーム「ぱれっとルーム」設置事業を令和4年度から実施

(4月:モデル3校→11月:全小中学校に拡大)。

誰一人取り残されない教育の実現に向け、学校生活上、不安や困難を感じている児童や不登校傾向児童への多様な居場所の確保による早期対応・早期支援を行う。

(年間利用者数:101人(令和4年度))

<児童アンケート>

ぱれっとルームが楽しい、やや楽しいと答えた児⇒91%

<教職員アンケート>

ぱれっとルームの設置によって肯定的な変化があったと回答した教職員⇒83%

(記述回答)

・不登校児童について、自分だけで問題を抱えるのではなく、学校全体で、支援について考えられるようになった。

<保護者アンケート>

ぱれっとルームの設置によって子供に変化があったと感じた保護者⇒80%

(どの様な変化があったのかについての記述回答)

・友達ができた。・登校できるようになった。

・学校が楽しく感じるようになった。

ぱれっとルームの設置によってストレスが減った(当てはまる、やや当てはまる)と回答した保護者⇒74%

教育支援センターにおける不登校児童生徒への支援について

○ 教育支援センター

教育支援センターとは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、集団生活への適応や情緒の安定、基礎学力の補充等のため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、組織的、計画的な支援を行う組織として設置したもの。

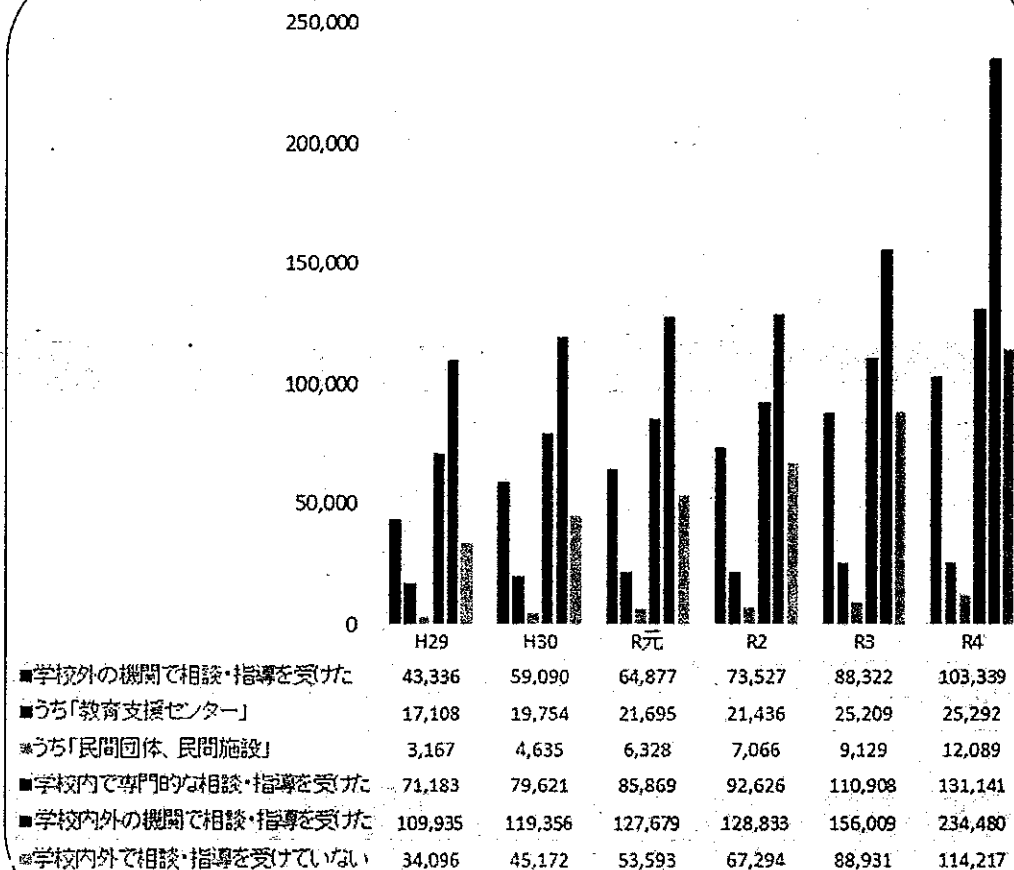
【全国の設置数・利用児童生徒数(令和4年度)】

- 設置数 : 1,654箇所 (R3:1,634箇所)
- 利用児童生徒数 : 25,292人
(不登校児童生徒の8.5%)

【教育支援センターにおける活動例】

- ・カウンセリング等を通じた教育相談活動
(カウンセリング、グループ面接)
- ・教科学習の指導
(児童生徒が自分で立てた学習計画に沿った学習支援)
- ・自然体験や社会体験等を通じた体験活動
(自然の中での宿泊キャンプ、ボランティア活動等)
- ・グループ活動
(陶芸、調理実習、手芸、ゲーム、軽スポーツ等)

不登校児童生徒のうち学校内外で相談・指導等を受けた人数



(出典)児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

【官民連携】教育支援センターの事例：島根県雲南市教育支援センター（おんせんキャンパス）

概要 ※文部科学省「委託事業実施団体「いじめ・不登校の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究事業」実証団体

設置目的： 様々な事情で不登校又は不登校傾向にある児童・生徒に対し、個々の実態に合わせた支援を行い、社会性を身につけさせる。

運営方針： ① こどもだけでなく、保護者、学校との関わりを「バランスよく」

② アウトリーチ（訪問支援）により、「つながりに行く」「伴走する」

③ 複合的な課題への対応と中長期的な支援を視野に入れ、関係機関と「つながる」

運営形態： 業務委託方式を取っており、運営は認定NPOカタリバが行う。

主管は市教育委員会キャリア教育政策課及び学校教育課（指導主事）

令和4年度利用者数

小・中学校 53人、延べ 2,055人

特色① 保護者への支援（家族サポート事業）

○利用者の家族、同じ境遇の保護者を対象とした保護者会、専門家講座ワークショップ、ペアレントトレーニング等を実施。



実際の効果

○保護者アンケート

以前よりも子どもとの会話が増えた

（4段階評価）平均3.2ポイント

以前よりも悩みを話せる人が増えた

（4段階評価）平均3.0ポイント

○保護者意見（ヒアリングより）

これまでは不安でしかなかったが、見通しが持てる→心に余裕が生まれる→子どもへの接し方が変わる→親の思いと子どもの思い（子どもへの関わり方）が変化するという好循環が生まれて本当に救われた。

特色② アウトリーチ支援

○ICTの利用を含むアウトリーチ型支援により、自宅や学校の別室登校の児童生徒への訪問型の支援を実施。



実際の効果

○ユースワーカー派遣

（71件・校、支援者数延べ161人）

学校意見（アンケート/ヒアリングより）

2023年（1学期）

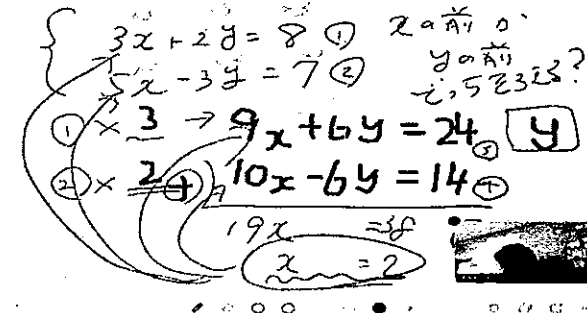
・定例の支援会議により当該児童・生徒や保護者への支援状況の理解が深まっている
肯定的回答 81%

○家庭訪問支援

業務多忙により学校（教員）が訪問できない家庭に対する家庭訪問（サポート）の実施が可能となり、家庭（児童・生徒、保護者）に対する安心・安全な環境構築が図られる。

特色③ ICTによる学習支援

○ ICTによる個別学習を実施。



実際の効果

○保護者アンケート

学習意欲の向上がみられた/みられる

（4段階評価）平均3.1ポイント

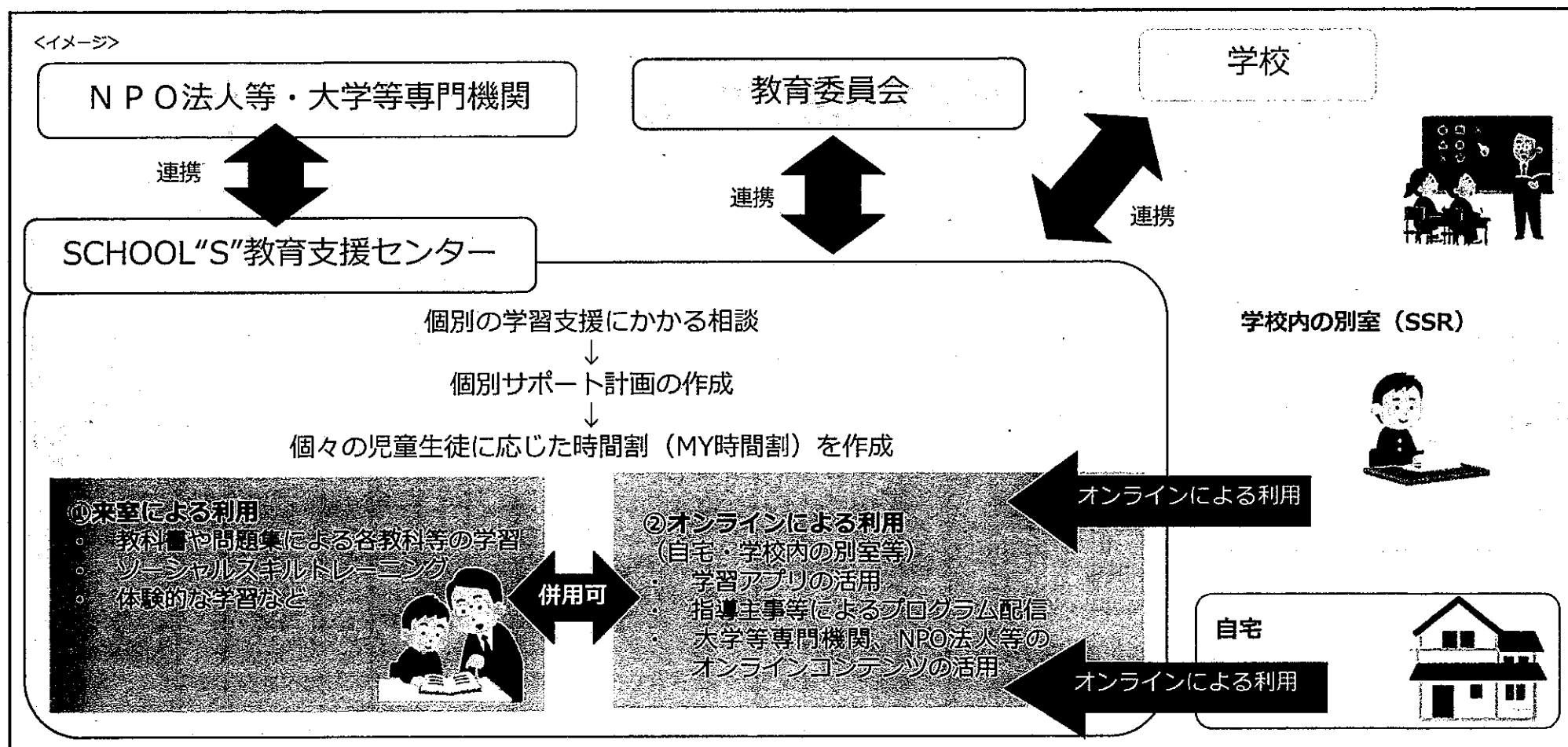
○多様な繋がる場により、児童・生徒の状況に応じた個々の学習進捗はもとより、中長期的な学校復帰につながる、子ども同士、学校（教員）等とのコミュニケーションの発現（学校に近づくきっかけ、Teamによる友達との情報共有）

○オンラインによって学習に取り組めたことによる自己肯定感の向上
教育支援センターでは、市内全小中学校と同様eボードやキュビナを活用

教育支援センターを拠点とした学習支援（広島県）

支援内容

- 教育支援センターでの来室による支援として、教科書や問題集による各教科等の学習、ソーシャルスキルトレーニング、体験的な活動などを実施。
- 教育支援センターからのオンライン配信による支援として、学習アプリの活用、指導主事等によるプログラム配信、大学等専門機関、NPO法人等のオンラインコンテンツの活用などを実施。
- また、指導主事等は、アセスメント、個別サポート計画の作成、個別サポート計画に基づいた個別の支援に係る相談、児童生徒との話し合いによる個々が学びたい内容や回数を踏まえた時間割（MY時間割）の作成支援、児童生徒との話し合いによる個々の目標に向けた振り返りの実施と次の段階の目標設定を行う。



参考資料① 誰一人取り残されない学びの 保障に向けた不登校対策 COCOLOプラン(本体)



文部科学省

誰一人取り残されない

学びの保障に向けた

不登校対策

Comfortable,
Customized and
Optimized
Locations of learning

COCOLO プラン

令和5年3月



文部科学省

小・中・高等学校の不登校の児童生徒が急増し約30万人となりました。

その背景には、長引く新型コロナウイルスの影響等が指摘されますが、より根底には、子供たち一人一人の人格の完成や社会的自立を目指すための、学校や学びの在り方が問われているのだと考えます。

また、90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が4.6万人に上ります。

私は、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指します。そして、子供たちに、「大丈夫」と思っていたけるよう、徹底的に寄り添っていきます。

このため、教育行政の責任者として、私は、

- 1 ―― 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
- 2 ―― 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
- 3 ―― 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

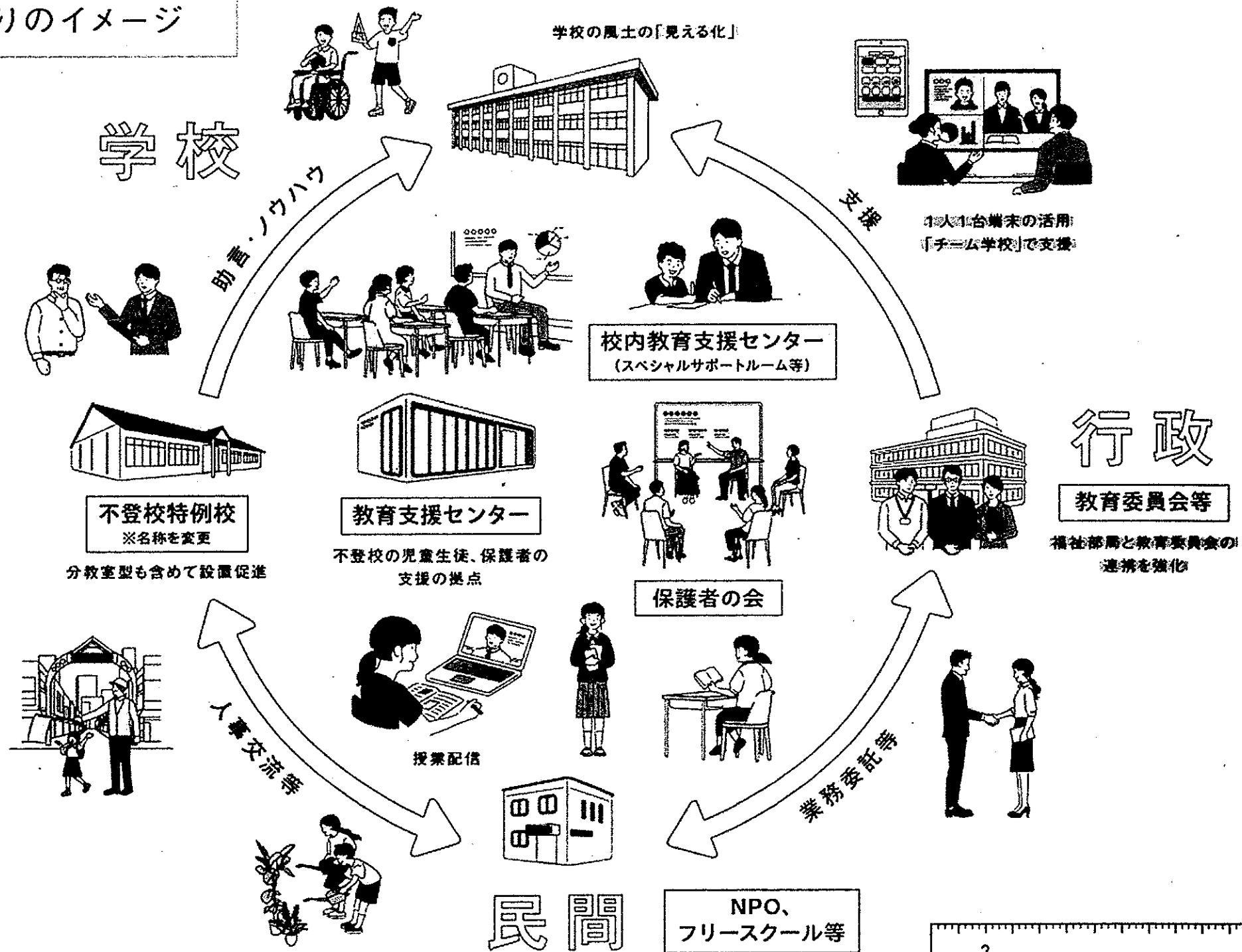
ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していきます。

この考えの下、この度、このCOCOLOプランをとりまとめました。

今回のプランを実現するためには、行政だけでなく、学校、地域社会、各ご家庭、NPO、フリースクール関係者等が、相互に理解や連携をしながら、子供たちのためにそれぞれの持ち場で取組を進める必要があります。

文部科学省では、支援が必要な子供たちが学びにつながれるようにすることと、全ての学校を誰もが安心して学べる場に変えることを、今すぐできる取組から速やかに実行していきます。必要な支援は子供たち一人一人の状況によって異なるため、こども家庭庁や地方公共団体、学校等とも連携して、一人一人に応じた多様な支援を行っていきます。

不登校となっても学びを継続し社会で活躍できるよう、私自身が先頭に立ち、子供の学びに携わる全ての関係者とともに、取り組んでまいります。

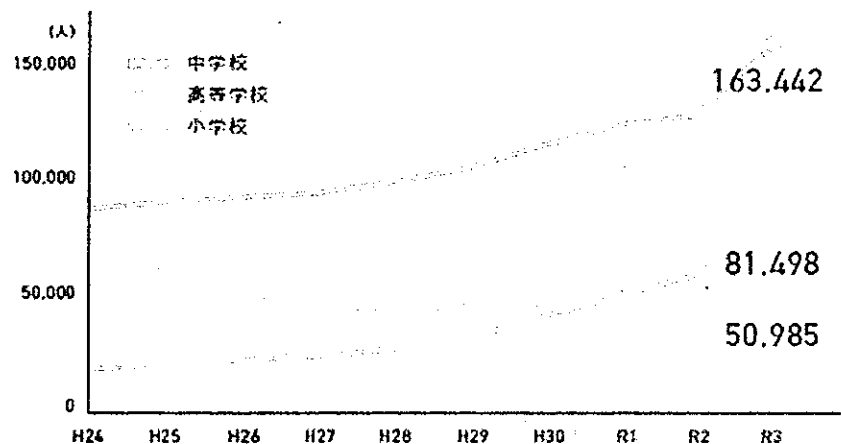


不登校の現状

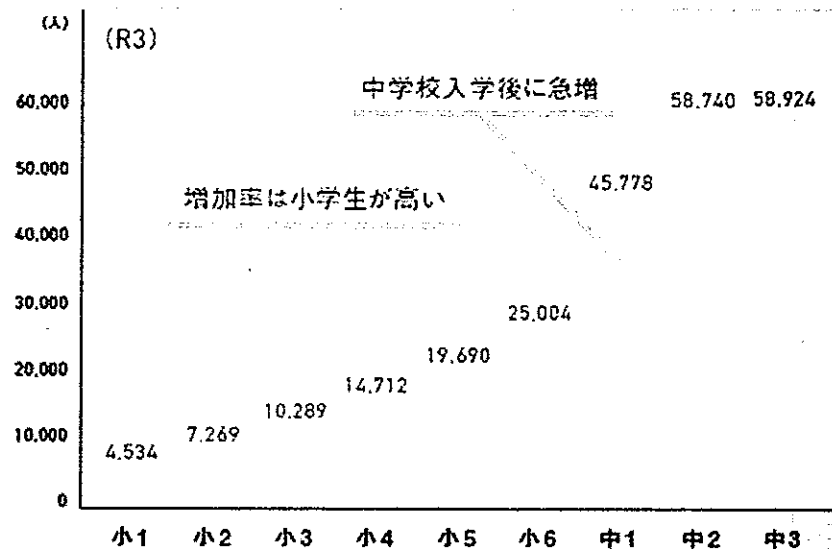
不登校児童生徒数の推移

不登校の児童生徒の約半数が、長期（年間90日以上）欠席。
中学校では不登校傾向の生徒が不登校の生徒の3倍との調査も。

※注記：「不登校傾向にある生徒数の調査結果」(H30)



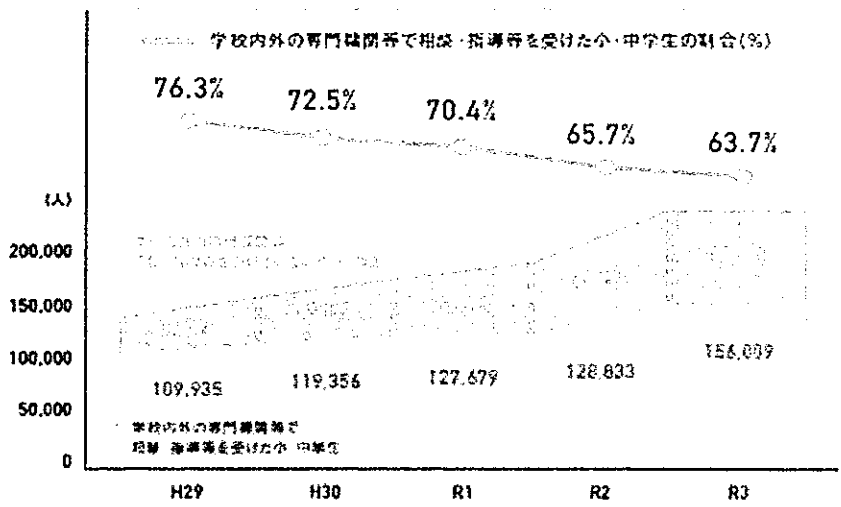
学年別不登校児童生徒数



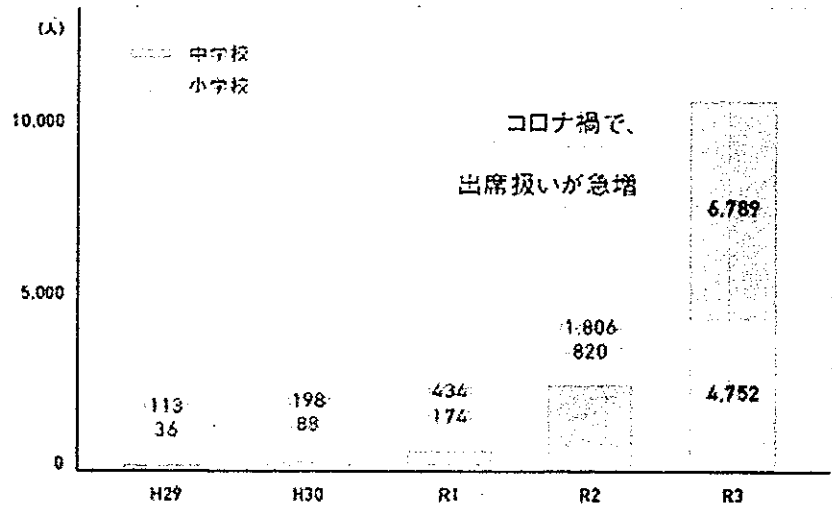
学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けた状況

※アンケート対象：養育教諭、教育支援センター、民間団体等

相談・指導等を受けていない小・中学生のうち、90日以上欠席した者は4.6万人。



自宅におけるICT等を活用した学習活動を出席扱いとした小・中学生数



1

— P5

不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、
学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

- ✓ 一人一人のニーズに応じた多様な学びの場 が確保されている
不登校特例校、校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)、教育支援センター等、こども家庭庁と連携し多様な学びの場、居場所を確保
 - ✓ 学校に来られなくてもオンライン等で授業や支援につながるができる
 - ✓ 学校に戻りたいと思った時にクラスを変えたり、転校したりするなど本人や保護者の希望に沿った丁寧な対応がされている
- ※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

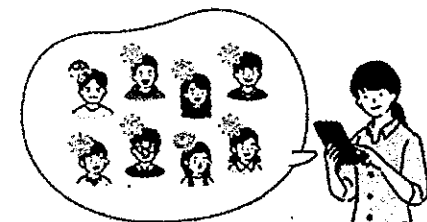


2

— P7

心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。

- ✓ 1人1台端末で小さな声が可視化され、心の不安や生活リズムの乱れに教師が確実に気付くことができる
- ✓ 小さなSOSに「チーム学校」で素早く支援することにより、早期に最適な支援につなげられている
- ✓ 教育と福祉等が連携し、子供や保護者が必要な時に支援が行われる
こども家庭庁と連携し自治体の教育部局と福祉部局等の連携・協働を強化



3

— P9

学校の風土の「見える化」を通して、
学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

- ✓ それぞれの良さや持ち味を生かした主体的な学びがあり、みんなが活躍できる機会や出番がある
- ✓ トラブルが起きても学校はしっかり対応してくれる安心感がある
- ✓ 公平で納得できる決まりやルールがみんなに守られている
- ✓ 障害や国籍言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う雰囲気がある



これらの取組を実効性あるものにするために、

- ✓ エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施、
- ✓ 学校における働き方改革の推進、
- ✓ 文部科学大臣を本部長とする
「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置 を行います。

— P11

実効性を高める取組

不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、 学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

01

不登校特例校の 設置を促進

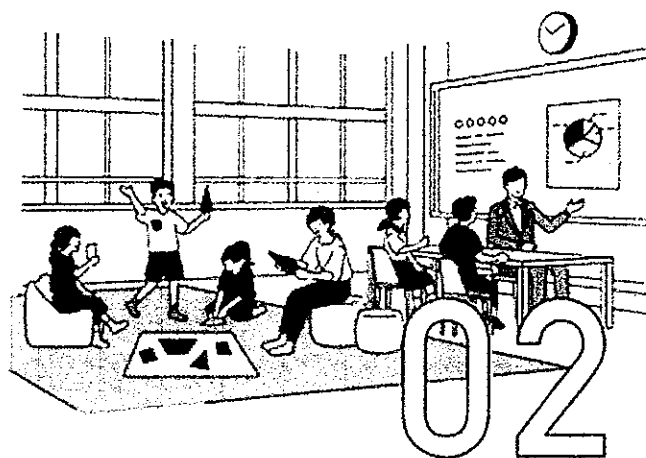
令和5年2月現在 不登校特例校： 21校
設置していないが設置を検討している市町村： 379

早期に全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含め全国300校を目指します。このため、設置事例や支援内容等について全国に示すとともに、都道府県が域内の設置状況を踏まえ積極的な役割を果たすことを明確にします。

人事交流等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化するとともに、他の学校の児童生徒へのオンラインを活用した相談支援、他の学校への助言やノウハウの普及を行います。

「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立った相応しいものとします。

※「不登校特例校」については、
令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。



校内教育支援センター (スペシャルサポートルーム等) の設置を促進

令和5年2月現在 全ての学校に設置している市町村： 228
設置している学校がある市町村： 1015

自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を学校内に設置します。

自分のクラスとつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

教育支援センター の機能を強化

03

令和5年2月現在 単独で設置している市町村： 1147
他の自治体と共同設置している市町村： 126
設置していないが設置を検討している市町村： 134

不登校の児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、子供たちが様々な学びの場や居場所につながるできるよう、地域の拠点としての教育支援センターに求められる機能や役割を明確化します。

民間のノウハウを取り入れた不登校の児童生徒への支援が行えるよう、業務委託や人事交流等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化します。

より広域の子供たちや保護者につながるよう、オンラインによる支援機能を強化するとともに、在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

併せて、不登校の児童生徒への支援におけるメタバースの活用について、実践事例を踏まえた研究を行います。



学校は様々な学びを得られる場所ですが、不登校は誰にでも起こり得ることです。仮に不登校になったとしても、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることをできるようにします。このため、不登校の児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備するとともに、教育支援センターが地域の拠点となって、ICTや民間のノウハウ等も活用しながら、子供たちや保護者に必要な支援を届けます。

高等学校等においても 柔軟で質の高い学びを保障

高等学校の全日制・定時制課程においては、不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるよう柔軟で質の高い学び方を可能とし、通信制課程においては、どの学校においても、社会的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けられるようにします。また、高等専修学校においても「学びのセーフティネット」の取組を進め、これを周知します。オンラインカウンセリングにより高等学校等の生徒を支援します。

高等学校等進学後も必要な支援が円滑に引き継がれるよう「児童生徒理解・支援シート」を活用して、組織的・計画的に支援します。

04

05 多様な学びの場、 居場所を確保

学校に戻りたいと思った時に、本人や保護者の希望や状況に応じて、クラスを変えたり、転校したりすることについて丁寧な相談が行われるようにします。

希望すれば、1人1台端末を活用して、自宅をはじめとする多様な場を在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

社会的自立に向けて連続した学習ができるよう、学校や教育委員会とNPOやフリースクール等との連携を強化します。

こども家庭庁とも連携し、身近な地域で、人とつながり、学びに向かう土台づくりや様々な体験活動ができるよう、学校や家庭以外の多様な居場所づくりを広げます。

不登校の児童生徒の学びの場として、夜間中学を活用するとともに、多様な居場所として公民館、図書館等の社会教育施設を活用します。



2

心の小さなSOSを見逃さず、 「チーム学校」で支援します。

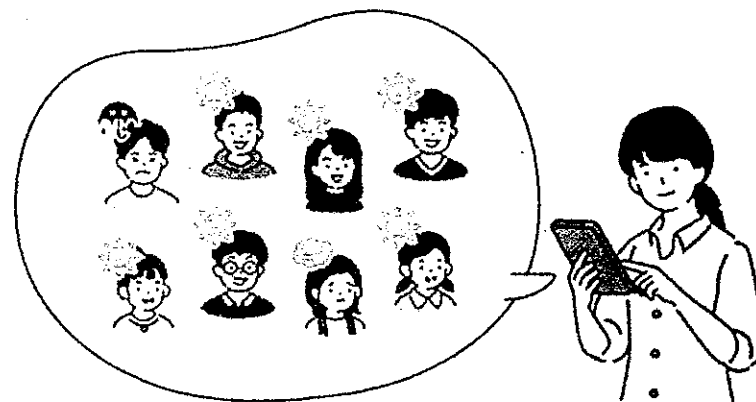
01

1人1台端末を活用した 心や体調の変化の早期発見を推進

令和5年2月現在 アプリ等を用いた把握を行っている市町村： 411
 今後アプリ等の活用を検討している市町村： 580

子供たちの心身の状態の
変化への気づきや相談支
援のきっかけづくりを増や
すため、毎日の健康観察に
ICTを活用します。

子供たちが自分の心や体に向き合
うきっかけを作るとともに、子供や保護者
が相談したいことがあるときにワンタッ
チで教師やスクールカウンセラーにつ
ながることができるようにします。



02

「チーム学校」による早期支援を推進

SOSをキャッチした後に、教師やスクールカウンセ
ラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、学校
医等が専門性を発揮して連携し、最適な支援につ
ながることができるよう、スクリーニング会議やケ
ース会議の開催方法・支援方法を確立します。

自分のクラスに入りづら
い児童生徒が、落ち着
いた環境の中で自分に
合ったペースで学習・生
活できるようにします。

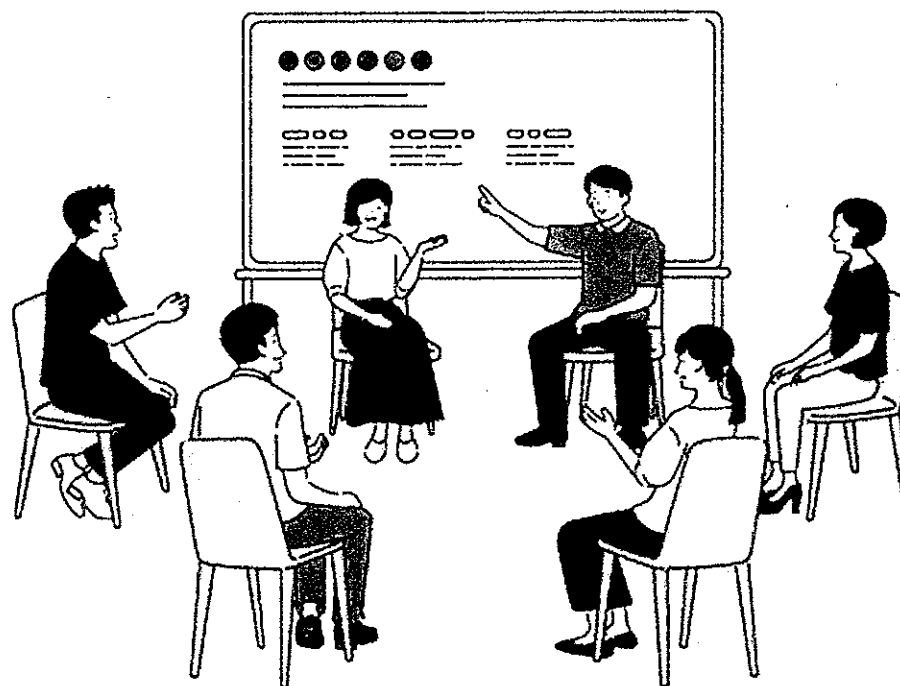
こども家庭庁とも連携し、子供たちと保護者を包括的
に支援するため、必要な福祉部局と教育委員会の持
つ子供のデータを連携し関係者で共有します。また、
部局間の人事交流や併任発令を促すことにより、福
祉部局と教育委員会の連携を強化します。



不登校となる前に、「チーム学校」による支援を行います。「学校生活が辛い…」「先生に相談してもいいのかな？」などの感情を言葉で先生やカウンセラーに相談するのは勇気が必要ですが、1人1台端末を活用して、うまく表現できない小さなSOSに早期に気付くことができるようにします。また、関係者が一丸となり不登校の児童生徒の保護者を支援します。

03

一人で悩みを抱え込まないよう 保護者を支援



不登校の児童生徒の保護者が有益な情報を得られるよう、各教育委員会の相談窓口を整備し、教育支援センター、相談機関、保護者の会、フリースクール等に関する分かりやすい情報を提供します。

学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用するとともに、保護者の不安を和らげられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して保護者を支援します。

3

学校の風土の「見える化」を通して、 学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

01

学校の風土を「見える化」

学校評価の仕組みを活用して、児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気把握し、学校運営を改善します。このため、風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ示します。

不登校特例校、NPO、フリースクール等の取組も参考に、自己肯定感を育み安心して学べる学校をつくります。

03

いじめ等の問題行動 に対しては毅然とした 対応を徹底

こども家庭庁とも連携し、いじめや校内暴力等の問題行動には、教育的配慮の下、毅然とした対応を徹底するとともに、犯罪行為があった場合は直ちに警察に相談・通報する体制を構築します。

学校で過ごす時間の中で 最も長い「授業」を改善

02

子供たちそれぞれの良さや持ち味を生かし、みんなが活躍できる機会や出番がある授業づくりが行われるよう、不登校特例校の取組等も参考にしつつ、1人1台端末を活用した子供たち一人一人の学習進度や興味・関心等に応じた指導など、一方通行型でない、子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現し、それぞれが前向きに学べるようにします。

特に校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)では、一人一人の特性や能力、興味や関心に応じた柔軟な学習ができるようにします。

04

児童生徒が主体的に 参加した校則等の 見直しの推進

社会の変化等を踏まえた校則の見直し、校則のHPへの公表、ルール作り等へ、児童生徒が主体的に参加できるようにします。



学校の風土と欠席日数の関連を示す研究データもあります。自ら学びたくなる授業や、一人一人に合った個別最適な学び、学校のルール作りに子供たちが主体的に参加すること…学校改革はまだその途上ですが、子供の声を聞きながら学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにすることにより、学校をみんなが主役になって、みんなが安心して学べる場所にします。

05

快適で温かみのある 学校としての環境整備

子供たちが心地よい空間の中で学習・生活を行えるよう、快適で温かみのある環境にします。

明日また行きたい学校となるために、学校施設全体を学びの場として捉えた魅力ある環境にします。



06

障害や国籍言語等の違いに 関わらず、色々な個性や意見を認め合う 共生社会を学ぶ場に

障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に充実した時間を過ごすための条件整備と併せて、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場を整備するとともに、障害のある子供を担任だけでなく学校全体で支えられるようにします。

外国人の子供等が自らの「長所・強み」を活用し可能性を発揮できるよう、多様性を尊重しつつ、共に学び合える環境を整備します。

実効性を高める取組

01 / 不登校の児童生徒が学びや必要な支援につながっているかを把握

不登校の児童生徒の数だけではなく、一人一人の児童生徒が不登校となった要因、どのような学びにつながっているか、不登校傾向の児童生徒の規模等を分析・把握するため、「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の調査内容の見直しを行います。

特に、不登校で学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒の学びの状況等を把握し、必要な支援につなげます。

不登校の児童生徒やその保護者が将来に見通しを持てるよう、不登校の児童生徒本人に対する継続的な実態調査を実施します。

02 / エビデンスに基づき、ケースに応じた効果的な支援方法を確立

1人1台端末のデータを用いた早期発見や効果的な対応方法の事例を蓄積し、専門的知見とエビデンスに基づき、ケースに応じた支援の在り方を確立します。

03 / 学校における働き方改革を推進

教職員定数の改善や支援スタッフの配置、学校DXの推進、学校・教師の業務の役割分担や適正化等を通じた学校における働き方改革の推進により、教師が子供に接する時間を確保します。

04 / 文部科学大臣を本部長とする推進本部を設置

本プランを公表後、運用改善等で取り組めるものから直ちに取り組みます。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を文部科学省に設置し、こども家庭庁の参画も得ながら、本プランの進捗状況を管理するとともに、取組の不断の改善を図ります。

関連の用語

不登校特例校

学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数が少ないなど、柔軟に学ぶことができる学校(小・中・高等学校等)のことです。

教育支援センター

各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行ってくれる場所です。

市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料です。

校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のことです。

児童生徒のペースに合わせて相談に乗ってくれたり学習のサポートをしてくれたりします。

※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

スクールカウンセラー

児童生徒の心のケアや、ストレスへの対処法など心に関する授業を行う心理の専門家で、教育委員会から学校などに派遣または配置される方のことです。

臨床心理士などの資格を持っている方が多いです。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないでくれたり、手続きの補助などをしてくれたりする福祉の専門家で、教育委員会から学校などに派遣または配置される方のことです。

社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持っている方が多いです。

チーム学校

教師と、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性を持つ職員が、一つのチームとして連携・分担して児童生徒の支援等にあたるとともに、学校と地域・関係機関とが連携・協働して、社会全体で支援を充実させていくことが求められています。

参考資料② 令和6年度概算要求資料



文部科学省

不登校特例校の設置促進及び教育活動の充実

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

3億円
1億円)



背景・課題

- 不登校児童生徒は9年連続増加（令和3年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約24万5千人）しており、憂慮すべき状況。
- 平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、多様な背景を持つ不登校児童生徒の個々に応じた教育の機会の確保に資するため、特別の教育課程に基づく教育を行う学校（不登校特例校）の整備等が求められている。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月閣議決定）」においても「不登校特例校の全国的な設置促進・機能強化」を明記。
- 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）に基づき、早期に全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう分教室型も含めて全国300校の設置を目指す

事業内容

不登校特例校の設置促進

170百万円

【設置前の準備支援】

- 設置検討や準備に係る協議会等の設置、プレイルーム設置に係る備品等、地域住民等への広報やニーズ調査等の経費を措置。

【設置後の運営支援】【新規】

- 設置当初における関係機関との連携を促進するための教育支援コーディネーターの配置、教職員研修、広報活動等の経費を措置。

支援イメージ

<設置前>

X-2年 X-1年

- 設置準備委員会
- 教育課程検討会
- 研究協議会・視察
- 住民ニーズ調査・説明会
- 広報活動
- プレイルーム等設置経費

R5から支援

各年度、1自治体
500万円を上限に補助

<設置後>

X-1年度 X年度 X+1年度

- 連携促進のためのコーディネーター
- 教職員研修
- 広報活動
- 教育課程検討会・視察

R6から支援

1自治体700万円を上限に補助

R7以降の支援は

今後検討

※令和6年度は30自治体程度を想定（設置前20自治体、設置後10自治体）

実施主体

都道府県、政令指定都市、市区町村

補助割合

国：1/3、都道府県等：2/3

②不登校特例校のSC・SSWの配置充実

88百万円【新規】

- 地域の他の学校への助言やノウハウの普及等を行うスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置する不登校特例校を支援（週5日8時間）

※不登校特例校をすでに設置している自治体+R6に不登校特例校を設置予定の自治体（計24自治体）

実施主体

都道府県、政令指定都市、中核市

補助割合

国：1/3、都道府県等：2/3

③不登校特例校の教育の充実に関する調査研究委託

14百万円

- 不登校児童生徒の実情に応じた教育課程及び教育活動の工夫や学校運営上の取組、地域との連携等、不登校特例校の教育の充実に関する調査研究を実施。

- ・ICT等を活用した教育活動の効果やカリキュラムの開発
- ・自宅における学習活動の把握方法と評価への反映の在り方
- ・不登校児童生徒の社会的自立を目指した地域との連携の在り方 等

委託先

不登校特例校を設置する都道府県、政令指定都市、市町村、学校法人

【関連施策】

- ▶ 公立学校施設の整備、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶ 不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教員配置（義務教育費国庫負担金）
- ▶ 学習指導員等の配置（学力向上を目的とした学校教育活動支援）
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（私立）私立高等学校等経常奨励成奨補助金（特別補助）。
- ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実
- ▶ 夜間中学の設置促進・充実

※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

校内教育支援センター（SSR）の設置促進

令和6年度要求・要望額 4.7億円（新規）



背景・課題

- 不登校の児童生徒数は9年連続で増加（令和3年度の小・中学校における不登校児童生徒数：24.5万人）しており、憂慮すべき状況。そうした中で、不登校を未然に防止するとともに、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えることは喫緊の課題。
- 令和5年3月、文部科学大臣の下、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）をとりまとめ、「自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・支援できる環境を学校内に設置すること」等を明記しており、不登校に至る前の早期対応として、学校内の居場所づくりが早急に必要。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月閣議決定）」においても「学校内外の教育支援センターの全国的な設置促進・機能強化」を初めて明記。

事業内容

校内教育支援センター（SSR）の設置促進

4.7億円

■ 校内教育支援センターを設置する際に必要となる、設置検討委員会や教職員研修の実施、不登校児童生徒の実態に配慮した、個別ペースを確保するためのパーテーションや図書購入等の経費を支援。



☆ 自分のクラスに入りづらい児童生徒の学校内の居場所を確保し、不登校を未然防止。

☆ 自分のクラスとつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられる。

実施主体

都道府県、指定都市、中核市

補助率

国 1/3
都道府県・指定都市・中核市 2/3

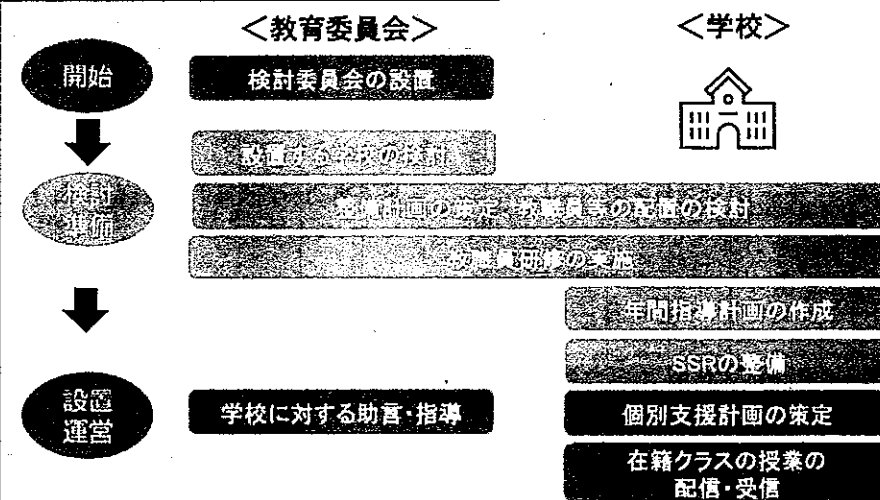
※補習等のための指導員等派遣事業（学習指導員等の配置）の一部において、支援員の配置の補助も可能。

校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）

学校には行けるけれど、自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。児童生徒のペースに合わせて相談に乗ったり学習のサポートを行う。



校内教育支援センター設置までの流れ



（担当：初等中等教育局児童生徒課）

不登校児童生徒等への支援に関する地域の拠点としての 教育支援センターの機能強化

令和6年度要求・要望額 11.1億円
(前年度予算額 1.6億円)



背景・課題

- 不登校の児童生徒数は9年連続で増加（令和3年度の小・中学校における不登校児童生徒数：24.5万人）しており、憂慮すべき状況。そうした中で、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えることは喫緊の課題。
- 令和5年3月、文部科学大臣の下、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）をとりまとめ、「教育支援センターのオンラインによる支援機能の強化」や「地域の拠点としての教育支援センターに求められる機能や役割を明確化すること」を明記。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月閣議決定）」においても「学校内外の教育支援センターの全国的な設置促進・機能強化」を初めて明記。

教育支援センター

各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所。
市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料。



事業内容

① 教育支援センターのICT環境の整備【新規】

1.7億円

■ より広域の子供たちや保護者をつないだり、在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにするなど、教育支援センターにおけるオンライン支援機能を強化するためのICT環境の整備を支援。

【ICT環境の整備の例】

- ・指導者用端末
- ・Wi-Fi端末
- ・モニター
- ・オンライン教材 など



※令和5年度中に、自宅等における学習成果の考え方を整理し、成績反映を促すための法令改正を予定。

② 関係機関の連携強化、多様な相談・支援体制の強化【拡充】

3.1億円

※対象に中核市を追加

- 教育支援センターにおける多様な相談・支援体制の強化
- 関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置
- 教職員研修会や保護者学習会等の実施
- 不登校児童生徒支援協議会等の設置

実施主体 都道府県、政令指定都市、中核市

補助率 国 1/3、都道府県等 2/3

③ 地域の総合的拠点機能形成【新規】

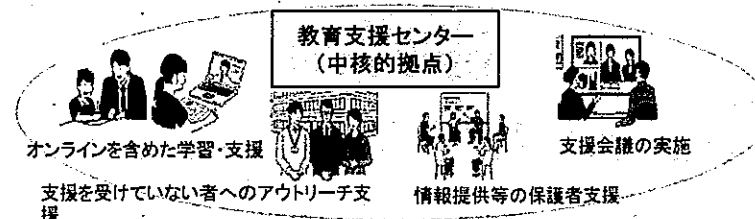
6.3億円

■ 不登校児童生徒や保護者への支援に関する地域の総合的な拠点として機能や役割を明確化するためのモデルを構築する。

【期待される機能・役割】

- ・学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒や保護者を支援につなげる。
- ・不登校児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、子供たちを様々な学びの場や居場所につなげる。
- ・民間のノウハウを取り入れた支援が行えるよう、業務委託や人事交流等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化する。
- ・学校、民間団体、保護者等と連携を図るための支援会議を実施。
- ・学校等に必要な指導・助言を行う。

【地域の拠点モデル(イメージ)】



委託先

都道府県、政令指定都市 計67箇所

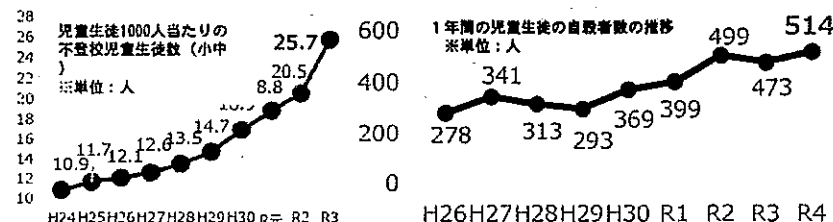
(担当: 初等中等教育局児童生徒課)

いじめ・不登校・自殺リスク等の早期把握に向けた 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の推進(Listen)

Learn and Increase Self-awareness
To Ease the Nerves with GIGA device

背景・課題

- いじめや不登校、児童生徒の自殺が増加する中、児童生徒の心や体調の変化を把握し、児童生徒が発するSOSを早期に発見して対処していくことが重要。
- これまでは、教職員によるスクリーニング、児童生徒からの訴えなどを通じて児童生徒のSOSを把握していたが、既にいじめや不登校、自傷、自殺といった具体的な問題として表面化してしまっているケースも多い。
- 児童生徒の心身の状況を把握し、メンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級の変容などを教職員が察知でき、また、児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みを構築することで、早期発見・早期対応を可能とし、問題が表面化する前から積極的に支援につなげていくことで未然防止を図る必要。



目指すべき姿

- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」や「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を踏まえ、全ての学校において、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」を実施し、児童生徒のメンタルヘルスの悪化やSOSを早期に把握し、SCやSSW、養護教諭等とも把握した情報を共有しつつ、チームで支援を実施する体制構築を目指す。
- アプリ等を用いてエビデンスに基づく具体的なリスク予測が可能となり、児童生徒の言動や教職員の目では分からない小さなSOSを把握し、早期支援につなげる。

<不登校対策に係る取組状況調査: R5.2実施>

- アプリ等を用いた児童生徒の心や体調の変化の把握を行っている自治体
⇒都道府県: 29 市町村: 411
- 今後アプリ等の活用を検討している自治体
⇒都道府県: 10 市町村: 580
- アプリ等を用いておらず検討もしていない自治体
⇒都道府県: 8 市町村: 771



事業概要

① 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進 【委託】 632百万円

- 1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、メンタルヘルスの悪化や児童生徒が発するSOSの早期発見・早期支援につなげる「心の健康観察」の導入を推進。

② 「心の健康観察」の活用による問題行動等の未然防止に向けた予防的指標の開発等調査研究【委託】 4百万円

- ICTの活用により把握した心身の健康状態と問題行動等を調査・分析し、科学的根拠に基づく不登校や自殺等の予防的指標の開発や関係機関等とのデータ連携に係るモデル構築を推進。

委託先	① 都道府県・指定都市等 ② 地方公共団体又は民間事業者	実施主体	学校設置者(市区町村及び私立は、都道府県経由)
委託対象経費	① パイロット校のアプリ導入費用、パイロット校導入に係る検討費用、教職員への研修や域内の全学校への普及に係る費用 ② 調査研究に係る検討費用やデータ分析費用		

(担当: 初等中等教育局児童生徒課)

いじめ・不登校等の未然防止に向けた 魅力ある学校づくりに関する調査研究

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

13億円
0.3億円



背景・課題

- 不登校児童生徒は9年連続増加（令和3年度の小・中・高等学校における不登校児童生徒数：約30万人）しており、憂慮すべき状況。そうした中で、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えることは喫緊の課題。
- 1年間の児童生徒の自殺者数は514人（令和4年）に上り、前年の473人と比べて大きく増加。
- 様々な悩みや不安を抱える児童生徒に対する切れ目ない支援充実のため、児童生徒の心の不安定さや教員による児童生徒の状況把握等の困難に対応する必要。

事業内容

01 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進【新規】

実施主体：全都道府県・指定都市等 実施予定箇所数：1,840箇所

- 1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、メンタルヘルスの悪化や児童生徒が発するSOSの早期発見につなげる「心の健康観察」の導入を推進。

02 自殺予防教育の指導モデル開発【新規】

実施主体：研究機関等 実施予定箇所数：1箇所

- 自殺予防教育のモデル・啓発資料の検討
- 自殺予防教育の教材作成

03 いじめ重大事態調査の運用改善に向けた調査研究【新規】

実施主体：地方公共団体等 実施予定箇所数：2箇所

- 複数の地方公共団体が重大事態調査を実施するための調査組織等を共同で設置する仕組みや調査実施に係る費用を拠出し、広域連携の仕組みを活用して事務の負担軽減や財源の確保を図る方策を検討

04 心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発【新規】

実施主体：民間団体等 実施予定箇所数：2箇所

- 教師が教育相談コーディネーターとして対応して、チームで切れ目のない支援を行うため、心理や福祉分野等の専門性を身に付けるための現職の教師に向けた研修プログラム・教材作成のため調査研究を実施する。

05 地域の総合的拠点機能形成に関する調査研究委託【新規】

実施主体：全都道府県・指定都市等

実施予定箇所数：67箇所

- 不登校児童生徒や保護者への支援に関する地域の総合的な拠点として機能や役割を明確化するためのモデルを構築する。
- 相談・指導等を受けていない不登校児童生徒や保護者を支援につなげると同時に、民間のノウハウを取り入れた支援を行うために業務委託等を行う。

06 不登校特例校の教育の充実に関する調査研究委託【継続】

実施主体：不登校特例校を設置する自治体、学校法人 実施予定箇所数：10箇所

- 不登校児童生徒の実情に応じた教育課程及び教育活動の工夫、学校運営上の取組、地域との連携等、不登校特例校の教育の充実に関する調査を実施。
 - ・ICT等を活用した教育活動の効果やカリキュラムの開発
 - ・自宅における学習活動の把握方法と評価への反映の在り方
 - ・不登校児童生徒の社会的自立を目指した地域との連携の在り方 等

07 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方に関する調査研究【継続】

実施主体：都道府県・指定都市、市区町村

実施予定箇所数：8箇所

- 教育支援センターやフリースクール等に通う際に必要な交通費や体験活動等に要する費用を当該児童生徒の保護者に直接支払うことで通所の状況や不登校児童生徒の社会的自立に向けた意識の変化等、経済的支援の潜在的な需要に関する調査を実施

※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー による教育相談体制の充実

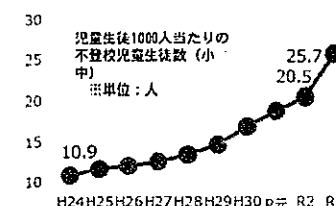
令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

90億円
82億円



文部科学省

- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から9年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等を踏まえ、不登校、重大ないじめ・自殺への組織的な早期対応等に向けた相談体制の充実も課題。



スクールカウンセラー活用事業

令和6年度概算要求・要望額 36,291百万円(前年度予算額 35,889百万円)
事業開始年度：H27～(委託)、H30～(補助)

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和6年度概算要求・要望額 2,659百万円(前年度予算額 2,313百万円)
事業開始年度：H20～(委託)、H21～(補助)

補助制度

- 負担割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3
- 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市 ※実施主体に「中核市」を追加
- 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等

求められる能力・資格

- 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒ 児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)
- 公認心理師、臨床心理士 等

基盤となる配置

- 全公立小中学校に対する配置 : 27,500 校 <週4時間>

重点配置

- 重点配置校 : 7,800校(← 7,200校) <週8時間>

課題に応じた配置の充実

- > いじめ・不登校対策 : 3,500校(← 2,900校)
 - > 虐待対策 : 2,000校
 - > 貧困対策 : 2,300校
- ※夜間中学への配置を含む

- より課題を抱える学校に対する連携支援体制強化のための配置時間の充実
: 重点配置校のうち 2,000校 <週2日8時間>【新規】

上記以外の質の向上、拠点の機能強化等

- スーパーバイザー : 90人
- 不登校特例校(名称変更予定) : 24箇所 <週5日8時間>【新規】
- 教育支援センター : 250箇所
- オンラインによる広域的な支援 : 67箇所
- 中学・高校における自殺予防教育の実施 ※支援対象に高校を追加

SC配置以外の支援

- SNS等を活用した相談のための相談員の配置
- 「24時間子供SOS電話ダイヤル」の相談員の配置
- 専門性向上のための研修・連絡協議会の開催に係る経費の支援

- 負担割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3

- 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市

- 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等

- 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒ 児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)

- 社会福祉士、精神保健福祉士等

- 全中学校区に対する配置 : 10,000校 <週3時間>

- 重点配置校 : 10,000校(← 9,000校) <週6時間>

- > いじめ・不登校対策 : 4,000校(← 3,000校)
- > 虐待対策 : 2,500校
- > 貧困対策 : 3,500校

※夜間中学・ヤングケアラー支援への配置を含む

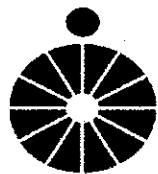
- より課題を抱える学校に対する連携支援体制強化のための配置時間の充実
: 重点配置校のうち 2,000校 <週2日8時間>【新規】

- スーパーバイザー : 90人
- 不登校特例校(名称変更予定) : 24箇所 <週5日8時間>【新規】
- 教育支援センター : 250箇所
- オンラインによる広域的な支援 : 67箇所

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

ご清聴ありがとうございました



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN